

議案第22号

専決処分事項の承認について

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 4月15日 提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日

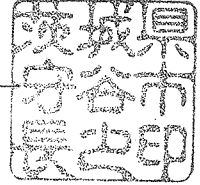
議案	頁数
22号	1

専決処分書

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

守谷市長 会田真



守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

守谷市長 会田真一

守谷市条例第 3 号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項ただし書中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項ただし書中「10万円」を「12万円」に改める。

第21条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案	頁数
22号	2

## 提案理由（議案第22号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成23年3月30日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令を受け、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の内容は、国民健康保険税の算定基礎である基礎賦課額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を13万円から14万円、介護納付金賦課額の限度額を10万円から12万円に、それぞれ引き上げるものです。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改正	現行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>50万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>50万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>13万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>13万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>10万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>10万円</u>とする。</p>

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) 及び (2) (略)

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

(1) 及び (2) (略)